

史跡名越切通まんだら堂やぐら群C群測量業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は逗子市（以下「発注者」という。）が実施する「史跡名越切通まんだら堂やぐら群C群測量業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

第2条（目的）

本業務は、史跡名越切通内での既往の測量成果を十分に理解した上で、まんだら堂やぐら群C群エリアについて、遺構、地形及び景観を保全しつつ、安全かつ効果的な公開・活用を行うための整備に向けた実施設計に必要な基盤情報の収集を目的とした地物等の測量をおこない、既存地形データを基に設計に向けた基礎資料を作成するものである。

第3条（準拠法令等）

受注者は、本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の関係法令等によるものとする

- (1) 測量法
- (2) 測量法施行令
- (3) 測量法施行規則
- (4) 逗子市公共測量作業規程
- (5) 公共測量作業規程
- (6) 公共測量作業規程の準則（解説と運用を含む）
- (7) その他関係する法令、通達等

第4条（業務実施体制）

受注者は本業務を確実に遂行するため、次の要件を満たす実施体制によって業務を遂行するものとする。

- 2 本業務において主任技術者、照査技術者を配置するものとし、それぞれ次の資格を有する者を配置することとする。
 - (1) 主任技術者
主任技術者は本業務に類似する基準点測量に従事した経験を有するものとし、「空間情報総括監理技術者」と「地理空間情報専門技術者 基準点測量1級」の資格をいずれも有するものとする。
 - (2) 照査技術者
照査技術者は本業務の品質を保証するため、同種業務における実績を有するものとする。
- 3 受注者は適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行わなければならない。そのため、本業務の履行において受注者は関係法令や規則等を遵守する他、次の法人登録資格を有するものとする。

(1) ISO/IEC/JISQ 27001	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）
(2) ISO/IEC/JISQ 20000-1	情報技術サービスマネジメントシステム（ITSMS）
(3) JISQ 15001	プライバシーマーク
(4) ISO/JISQ 9001	品質マネジメントシステム（QMS）
(5) ISO/JISQ 14001	環境マネジメントシステム（EMS）
- 4 受注者は、神奈川県内において国・県又は地方自治体が委託する本業務と同様の史跡における測量業務を元請として履行し完了した実績を有するものとする。

第5条（業務実施計画等）

受注者は本業務の契約締結後、速やかに発注者と十分な打合せを行い、次にあげる書類を発注者に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 技術者等選任届（経歴書含む）
- (4) 第4条に記す各資格証明書
- (5) 履行実績を証明する書類
- (6) その他発注者が必要と定めた資料等

第6条（工程管理）

受注者は業務実施計画書に基づき適切な工程管理を行うとともに、適宜発注者に対して作業進捗状況を報告するものとする。

第7条（関係官公署への手続きと折衝）

本業務遂行のための関係官公署もしくは関係者への手続き又はこれらとの折衝が必要な場合は、発注者と受注者が協議の上で対処し、受注者は発注者を支援するものとする。

第8条（貸与資料等）

本業務の実施にあたり、発注者は既存の測量成果等の必要となる資料を貸与するものとする。受注者はその所在及びその管理状況を明らかにし、紛失、破損、汚損なきよう十分な管理を行わなければならない。また、作業終了後は速やかに発注者へ返却しなければならない。

なお、貸与資料のうち電子媒体にて授受を行うものについては、可能な限りLGWAN 回線によるデータ交換サービスを活用するものとする。

- (1) 発注者が所有する測量成果
- (2) その他、発注者が必要と認めた資料

第9条（個人情報の保護）

受注者は本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。

第10条（完了・検査）

受注者は本業務の完了後、速やかに発注者の業務完了検査を受けるものとする。発注者の完了検査を受け、検査合格により業務完了とするが、本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

- 2 受注者は本業務の完了後、遅滞なく発注者に対して成果品、業務完了報告書、納品書、その他必要に応じた書類を提出するものとする。

第11条（納品期限・納品場所）

- (1) 納品期限：令和7年10月31日
- (2) 納品場所：逗子市教育委員会教育部社会教育課

第12条（疑義の協議）

本業務の実施にあたり本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた際は、発注者と受注者が協議し別途定めるものとする。

第2章 業務概要

第13条 (業務概要)

本業務は、発注者が史跡を対象とした実施設計に必要となる基盤情報の収集を目的として「LidarSLAM技術を用いたレーザ機（以下ハンディレーザとする。）」を用いた三次元点群データの取得及び数値地形図データファイルの作成及び既存図面の更新を行うと共に、発注者指定箇所の縦横断面図の整備をするものである。

第14条 (作業数量)

本業務の各作業項目における数量は次のとおりとする。

(1) 作業計画	1式
(2) 打合せ協議	1式
(3) 標定点の設置	1式
(4) レーザ測量	104.5㎡
(5) グラウンドデータの作成	104.5㎡
(6) グリッドデータの作成	104.5㎡
(7) 等高線データの作成	104.5㎡
(8) 既存平面図データファイルの更新	1式
(9) 縦横断面図データファイル等作成	1式

第15条 (業務対象範囲)

本業務の業務対象地及び業務対象範囲は、別紙1、別紙2の通りとする。

第16条 (地図情報レベル及び測量精度)

本業務で実施する測量の精度は地図情報レベル250相当とする。

- 2 作成するグリッドデータの格子間隔や等高線データ間隔については、協議の上、決定するものとする。

第3章 業務内容

第17条 (作業計画)

受注者は、測量作業着手前に測量作業の方法、使用する機器、要員及び作業期間についての円滑な履行のため作業計画を立案し、発注者の承認を得るものとする。

第18条 (打合せ協議)

本業務を実施するにあたり受注者は発注者と十分な打合せを行い、受注者は発注者との打合せ事項について打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を受けるものとする。また、打合せ協議は着手時及び完了時に加え、中間打合せ1回を標準とする。

第19条 (標定点の設置)

標定点の設置は、計測区間の景況等に応じて必要な点数を設置することとする。

- 2 標定点は点群上で明瞭に確認できる地物とする。ただし、それらが存在しない場合においては、標識及び反射テープ等を使用し、設置するものとする。

第20条（ハンディレーザ測量）

ハンディレーザ測量は次の各号に従い、実施するものとする。なお、使用するレーザ測量機器は別紙3の機能要件を満たしたハンディレーザを使用するものとする。

- (1) 地形等に対する方向、距離及び反射強度を計測するものとする。
- (2) 測量を実施するにあたり、伐採等の必要性が生じた場合は、原則発注者にて行うものとするが、詳細については協議の上、決定するものとする。

第21条（グラウンドデータの作成）

グラウンドデータの作成は、取得した点群データのうち、地表面の高さを示すデータのみを抽出したデータを標準とし、点群データのフィルタリング処理を行い、作成するものとする。

第22条（グリッドデータの作成）

グリッドデータの作成は、作成したグラウンドデータから内挿補間処理による格子データにて作成するものとする。

- 2 内挿補間は、データの密度を考慮し、TIN法又は最近隣法を用いることを標準とする

第23条（等高線データの作成）

等高線データはグリッドデータまたはグリッドデータを用いて作成するものとする。

第24条（既存平面図データファイルの更新）

計測及び作成した各データファイルについては、発注者が貸与する同箇所の既存地形図データファイル（地図情報レベル250）データに対して、更新処理を行うものとする。

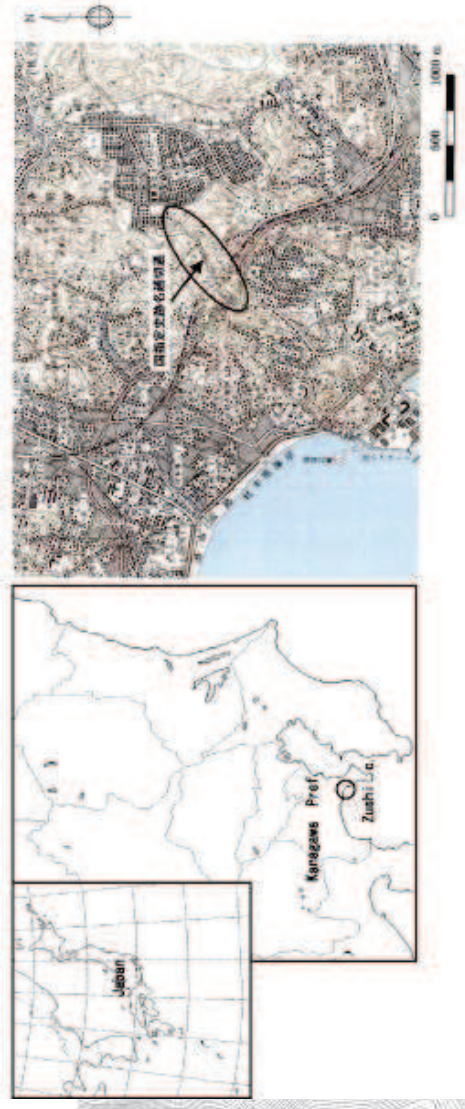
第25条（縦横断面図データファイル等作成）

前条までに作成した各成果データファイルを用いて、縦横断面データ及び縦横断面図を作成するものとする。なお、縦横断箇所は改めて発注者が指示するが縦断面1断面（75m）、横断面5断面（10m×2断面、20m×2断面、25m×1断面）を標準として作成するものとする。

第26条（成果品）

成果品の作成は、前条までに測量を実施した内容を取りまとめ、下記のとおり作成するものとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 標定点測量（観測簿・計算簿） | 1式 |
| (2) 点群データ（オリジナルデータ、LAS形式） | 1式 |
| (3) 点群データ（グラウンドデータ、LAS形式） | 1式 |
| (4) グリッドデータ | 1式 |
| (5) 更新済平面図データ | 1式 |
| (6) 縦横断データ | 1式 |
| (7) 縦横断面図 | 1式 |



史跡 名越切通

C 群エリア整備計画案

S = 1 : 200

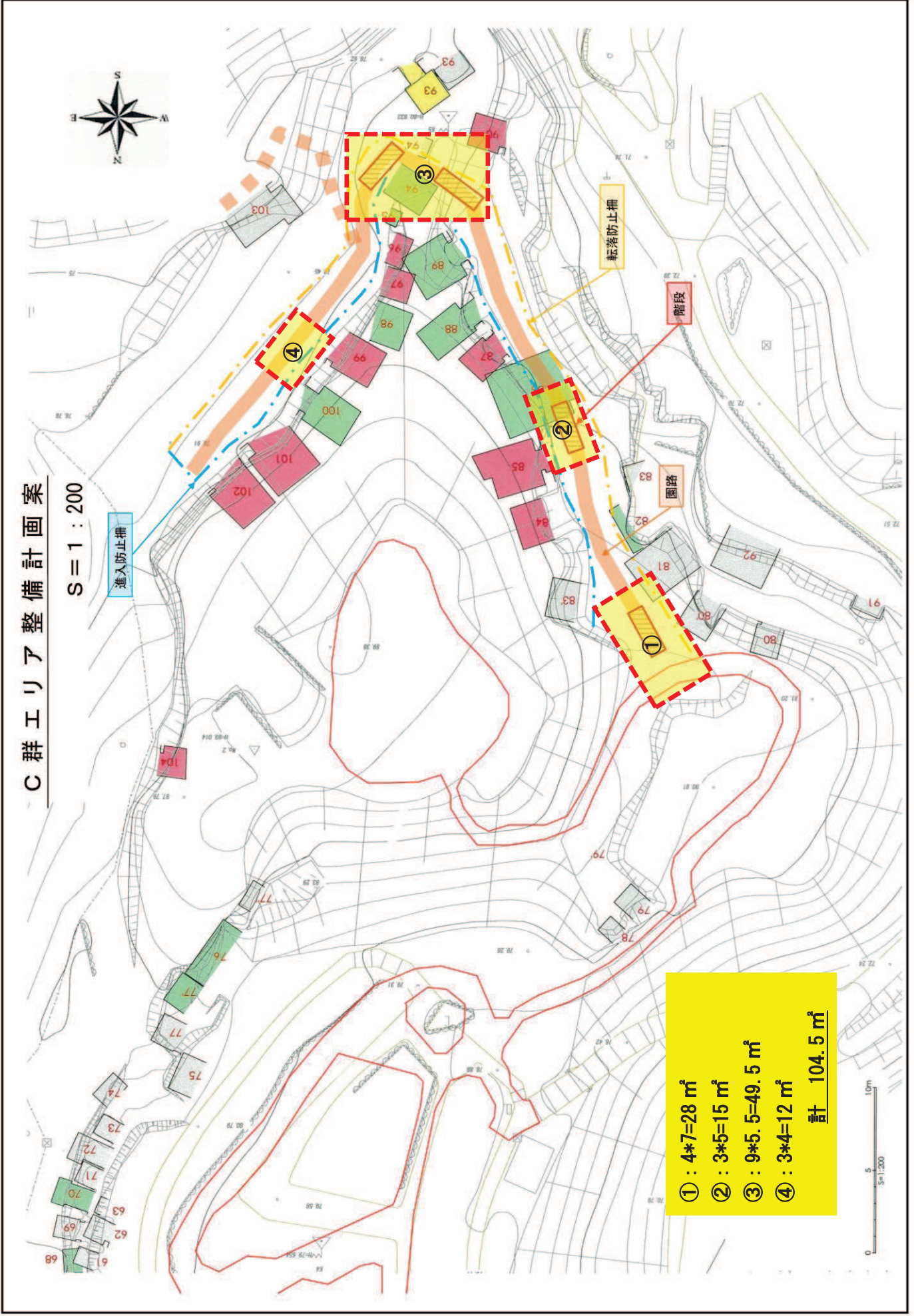


進入防止柵

転落防止柵

① : 4*7=28 m²
 ② : 3*5=15 m²
 ③ : 9*5.5=49.5 m²
 ④ : 3*4=12 m²
 計 104.5 m²

0 5 10m
 S=1:200



別紙3 ハンディ型レーザスキャナ機器_機能要件表

計測方法	移動式
レーザクラス	C1
スキャン数	300,000点/秒 以上
カメラ撮影データ	動画又は360° 画像
防塵防水性能	IP54
動作温度範囲	0～40℃
計測範囲	全周360° 反射距離 約50m以上
測距精度	5mm～30mm
測距時間	約30分以下

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。